

都市高速鉄道第 7 号線(東京メトロ南北線)品川～白金高輪間建設事業における
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく「事前の事業間調整」の実施について

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「法」という。)」第 12 条において、使用の認可を受けようとする事業者は、事業概要書を作成、公告及び縦覧し、法第 4 条に基づく事業を対象に、事業区域又はこれに近接する地下において、事前に事業者間で調整を行うことが定められています。

今般、都市高速鉄道第 7 号線(東京メトロ南北線)品川～白金高輪間建設事業において、法に定められた事業区域について、法第 12 条に基づく事前の事業間調整を実施しますので、お知らせします。

法第 4 条に基づく対象事業者は、事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について、事業概要書の縦覧期間内に申し出ることができますので、お知らせします。

1 事前の事業間調整について(法第 12 条)

(1) 事業概要書の送付(同条第 1 項)

送付先 : 東京都知事

送付日 : 令和 7 年 11 月 19 日

(2) 事業概要書の公告及び縦覧(同条第 2 項)

公告 : 令和 7 年 11 月 20 日(官報へ公告)

縦覧 : 公告日より 30 日間、事業概要書を東京地下鉄株式会社 7 号線建設工事事務所及び港区役所で縦覧に供します(詳細は次ページを参照)。

(3) 対象事業者からの調整の申出(同条第 5 項)

対象事業者 : 法第 4 条に基づく事業者

調整の申出 : 事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化や事業区域等の調整が必要な対象事業者は、事業概要書の縦覧期間内に申し出ることができます(詳細は次ページを参照)。

2 事業概要書の縦覧について

(1) 縦覧場所

東京地下鉄株式会社 鉄道本部 改良建設部 7号線建設工事事務所
(東京都渋谷区渋谷二丁目20番11号渋谷協和ビル6階)
港区 街づくり支援部 都市計画課
(東京都港区芝公園一丁目5番25号)

(2) 縦覧期間

令和7年11月20日(木)から令和7年12月19日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

3 事業間調整の申出について

(1) 対象事業者

法第4条に基づく事業者

(2) 申出期限

令和7年12月19日(金) (郵送の場合は必着)

(3) 申出先

東京地下鉄株式会社 鉄道本部 改良建設部 設計第二課
住所 : 〒110-8614 東京都台東区東上野三丁目19番6号
電話 : 03-3837-7038

(4) 申出方法

申出書(様式は自由)及び事業概要書に準じた事業間調整の実施が可能となる資料を郵送又は持参にて提出をお願いします。

4 大深度地下の使用の認可の申請に向けた進め方

大深度地下の使用の認可の申請に向けて、物件(井戸等)調査をはじめとする現地調査のほか、関係機関との調整等を行ってまいります。

5 その他

事業概要書は、下記 URL からご覧いただけます。

<https://www.tokyometro-newline.jp/namboku/daishindo/pdf/12/jigyokanchosei/jigyogaiyosho.pdf>